

藤沢市藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金交付要綱

制定 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、藤沢駅周辺のにぎわいに大きな影響を与える藤沢駅前街区において、オフィスの市内への移転、新設等を促進することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、藤沢駅前街区まちづくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の適合認定を受けた建築物に入居した企業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 企業等の事務所に使用される区切られた占有のスペースを指し調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、営業部門などの業務のために使用されるものをいう。ただし、住居、工場、店舗、販売やサービスを行うことを主とする来店型オフィス及び各種教室等、他人に貸付や使用させる貸事務所・貸倉庫・コワーキングスペース等は除く。
- (2) 藤沢駅前街区建築物 ガイドラインの適合認定を受けた建築物
- (3) 事業年度 市の会計年度のことをいう。
- (4) 新事業所 藤沢駅前街区建築物でオフィスとして賃借し、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を行う事業所をいう。
- (5) 既存事業所 新事業所開設時に市内に所在する事業所をいう。
- (6) 市内移転 市内の事業所を藤沢駅前街区建築物に移設することをいう。
- (7) 市内増設 既存事業所を維持しつつ新事業所を開設する場合をいう。
- (8) 従業者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、賃貸借契約により、藤沢駅前街区建築物において100平方メートル以上の床面積を借り受け、当該建築物の供用開始から1年以内に新たなオフィスを開設して行う事業とする。ただし、市内移転の場合は、移転前より100平方メートル以上広い床面積を借り受け、当該建築物の供用開始から1年以内に新たなオフィスを開設して行う事業とする。

(助成対象事業者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、地域経済の活性化に寄与するため、申請日において継続して1年以上の事業実績があり、かつ当該藤沢駅前街区建築物で3年以上助成対象事業を継続する計画のある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している、又は、市税に係る必要な申告を怠っている者
- (2) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為に関与している者
- (3) 日本標準産業分類における、政治・経済・文化団体、宗教、公務に分類される事業を行う者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を藤沢駅前街区建築物において行う者
- (5) 新事業所において、藤沢市重点産業立地促進助成金交付要綱（平成26年4月1日制定）の交付を受けている者又は受ける予定の者
(助成金額)

第5条 助成金額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢駅前街区建築物に係る賃貸借契約書の写し及びそれに付随する書類一式
- (2) 賃貸借契約に係る物件のレイアウトを示す図面
- (3) 定款
- (4) 最新の情報が記載された法人の履歴事項全部証明書
- (5) 法人設立・設置届出書又は法人変更届出書の写し
- (6) 最新の決算（営業）報告書
- (7) 従業者数による補助金の加算を行う場合、新事業所で働く従業者の名簿及び当該従業者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は新事業所の事業所別被保険者台帳
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に示す書類の提出は、助成対象事業を開始する日から藤沢駅前街区建築物の供用開始後1年3か月以内に行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により、助成金の交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金交付等決定通知書（第2号様式）により、申請者に対して速やかに通知するものと

する。

2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、現地確認を行うことができる。
(交付決定の条件)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金の交付決定を受けた者は、事業開始日から3年間、助成対象事業を継続しなければならない。

(2) 前号のほか市内増設の場合は、事業開始日から3年間、申請時点における既存事業所の床面積を維持しなければならない。ただし、新事業所の床面積を既存事業所の床面積より100平方メートル以上広い床面積とした場合はこの限りでない。

(3) 従業者加算による助成金交付を受けた者は、助成対象事業開始から3年以上、新事業所において従業者数20人以上を継続しなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(助成金の交付)

第9条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、助成金請求に係る書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めた場合は、当該事業者に助成金を交付するものとする。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付決定を受けた事業者に対し助成対象事業の実施状況等の報告を求めると及びオフィスに立ち入り、必要な調査等を行うことができる。

2 前項の場合においては、助成金の交付決定を受けた事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

(備付帳簿)

第11条 規則第9条に規定する関係書類は、助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、規則第10条各号に定めるほか、助成金の交付決定を受けた事業者が正当な理由によることなく第8条各号の条件を満たさなくなった場合、又は第4条各号のいずれかに該当したときには、交付決定を取り消し、すでに交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告)

第13条 助成対象事業者は、助成対象事業を開始した日の属する事業年度の翌年度から起算して、3年を経過するまでの間、毎年4月30日までに当該助成対象事業に係る過去1年間の事業の遂行状況について、藤沢駅前街区オフィス立地促進助成金事業実施状況報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までに、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第5条関係）

助成金額	
（1）対象床面積が100平方メートルから200平方メートル未満	150万円
（2）対象床面積が200平方メートルから300平方メートル未満	300万円
（3）対象床面積が300平方メートルから400平方メートル未満	450万円
（4）対象床面積が400平方メートルから500平方メートル未満	600万円
（5）対象床面積が500平方メートルから600平方メートル未満	750万円
（6）対象床面積が600平方メートル以上	900万円
（1）～（6）いずれの場合も従業者が20人以上の場合は、100万円を加算する。	